主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人藤原達雄作成の控訴趣意書及び「控訴趣意の一部訂正 及び補充書」と題する書面各記載のとおりであるから、これらを引用する。

一 控訴趣意第一(事実誤認の主張)について

そこで、まず、所論3について検討すると、被告人は、捜査段階においては、自車の当時の速度が時速約七〇キロメートルであつたことを、ほぼ一貫して認めているで、所論指摘の被告人の自首調書の記載も、「時速六〇キロメートル以上」というものであって、必ずしも、その後の供述調書の記載と矛盾するものではない。、石供述は、Bの事故の目撃状況に関する供述、現場に残されたスリップ痕の状況に被告人車が高速を出し易いように改造されたものであり、被告人自身も、おいるにと、及び原審第一回公判期日における時述の際、被告人が速度の点をも含め公訴事実を全面的に認めていることと、及び原審第二回及び第三人を出しするの際、被告人が速度の点をも含め公訴事実を全面的に認めているにとない。所論は、理由がない。明査段階の供述の証明力を揺るがすものではない。所論は、理由がない。

次に、所論1について考えるのに、被告人が、当時高速運転中であつたため、道

おりであるから、右所論は、いずれにしても採用に由なきものである。 最後に、所論2について考えるのに、本件において、被告人が、夜間、照明設備のない本件道路を、前照燈を下向きにしたまま、時速約七〇キロメートルの高速で、しかも前方注視義務を尽くさず進行し、自車前方を右方から左方に向かつて小 走りに斜め横断しようとした被害者を約一六・七メートル手前で発見して、急制動するとともに左に転把したが間に合わず、自車を同女に衝突させて死亡させたこと自体は、前記のとおり、証拠上きわめて明らかなところである。ところで、前記の ような本件道路の明暗状況を前提にすると、本件事故現場付近を時速約七〇キロメートルという高速で走行中の車内から、被告人が、自車の前照燈の照射距離の範囲外の歩行者を発見することは、不可能もしくは著しく困難であつたと認められ(な お、司法警察員作成の昭和五九年二月二七日付実況見分調書には、衝突地点に被害者の着衣の色と同じべ—ジュ色のジヤンパーを着た警察官を立たせたところ、約六 六・六メートル離れた前照燈下向きの被告人車からこれを視認することができた旨 の記載があるが、右は、被告人車を停止させたうえで、前方の人物を視認すること ができるかどうかを意識的に実験した結果を記載したものであつて、高速で走行中の自動車の運転者にとつても、前照燈の照射距離の範囲外の人物を視認することが困難でなかつたことを立証する証拠としては、必ずしも適切なものではない。)、また、時速約七〇キロメートルの自動車の乾燥アスファルト道路における広義の制動距離は、一般に四〇メートル前後とされていることなどからすると、本件においるのは、1000円を100円を100円に対象を100円 て、かりに被告人が事故直前に前方注視義務を十分尽くし、自車の前照燈の照射距 離(約三三・五メートル)内に被害者が入るや否や直ちにこれを発見して急制動の 措置をとつたとしても、被害者との衝突自体はこれを回避しえなかつたと考えられ るのであり、この点を考慮すれば、本件事故と因果関係のある被告人の過失は、高 速運転の点のみであつて、前方注視義務違〈要旨〉反の点は、事故との因果関係を否定されるべきであるとする所論の主張にも、一理ないとはいえない。しかし〈/要旨〉 ながら、関係証拠によれば、被告人は、被害者を約一六・七メートル前方に発見し て直ちに急制動の措置をとつたが、現実に制動の効果が生ずるまでに被告人車は約 一五・七メートル進行し、ほとんどノーブレーキの状態で被害者と衝突したことが明らかであるところ、もし、被告人が、前方約三三・五メートルの地点に被害者を 発見して直ちに急制動の措置をとつたとすれば、被告人車は、現実に制動のかかつた状態で約一七・八メートル進行したのちに被害者に衝突した筈であり、その間に 生ずべき急激な減速及びその結果としての大幅な衝撃緩和を考慮すると、被害の結 果は現実のそれより軽いものとなり、少なくとも、被害者の死(とくに事故現場に おける即死)という最悪の事態を回避することができた蓋然性の存在は、これを否 定することができない。そして、右のように、前方注視を欠いた高速運転中に惹起 した歩行者との衝突事故につき、運転者が前方注視義務を尽くしていても衝突事故 自体はこれを回避することができなかつたと認められる場合であつても、運転者が 前方注視義務を尽くし歩行者をその発見可能地点で直ちに発見して急制動の措置を とつていたとすれば、衝突の衝撃が大幅に緩和され被害の結果が現実のそれより軽 いものになる蓋然性があつたと考えられるときは、高速運転と前方注視義務違反の 点は、いずれも、生じた結果に対し因果関係を有する運転者の落度ある態度とし て、刑法上の過失を構成するというべきである。所論は、結局、採用することがで きない。

以上のとおりであつて、原判決に所論の事実誤認があるとは認められず、論旨は、理由がない。

二 控訴趣意第二(量刑不当の主張)について

論旨は、量刑不当を主張し、本件については刑の執行を猶予されたい、というのである。

所論にかんがみ、記録を調査し、当審における事実取調べの結果をも参酌して検 討するのに、本件は、普通乗用自動車を運転中の被告人が、幅員が約六・二メート ルと狭く、かつ、照明設備がなく暗い原判示道路の中央を、前照燈を下向きにした まま、制限速度の二倍を超える時速約七〇キロメートルという高速で、しかも十分 な前方注視もしないで進行した過失により、進路前方を右方から左方へ小走りに斜 めに横断しようとした当時三九歳の家庭の主婦に自車を衝突させてはね飛ばし、同所において同女を死亡させながら、被害者の救護及び事故の報告等法定の義務を尽 くすことなく逃走したという悪質・重大な轢逃げ事犯であり、いわゆる盲運転にも 等しい無謀な操縦により、妻として母として家庭の中心であつた被害者の貴重な一 命を一瞬のうちに失わせた被告人の刑責のきわめて重大であることは、多言を要し ないところである。たしかに、所論も指摘するとおり、本件においては、被害者の 側にも、前方にガードレールがある暗い車道を斜めに小走りに横断しようとした点で若干の落度があることを否定し難いが、それにしても、本件のような狭あいな道 路を、夜間、時速七〇キロメートルもの高速で道路中央線をまたいでばく進してく る自動車があるということは、通常人にとつて予想外のことというべきであるから (なお、Bの司法警察員及び検察官に対する各供述調書、Cの検察官に対する供述 調書各参照)、この点を捉えて被害者を強く責めるのは酷である。そのうえ、被告 人については、大幅な速度違反等により運転免許停止の行政処分を受けたことが二 回あること、自動車とパーソナル無線にこつて、日頃まじめに稼働せず、本件事故を惹起したのちにおいてすら、夜遊びをくり返して、一向に生活態度を改めなかつたことなどのはなはだ芳しからざる情状の存することも、記録上明らかなところであつて、これらの諸点にも照らすと、さきに指摘した被害者側の落度の点のほか、被告人がいまだ何らの前科を有しないニー歳の若常のにははなりには、 いなかつたこと、被告人が、事故の三〇分後に、実父に伴われて警察へ自首してい ること、被害者の遺族との間では、保険会社を通じての交渉により、すでに示談が 成立していること、被告人も、現在においては相当程度反省の情を示していること 等所論指摘の情状を十分斟酌しても、本件が所論のように刑の執行猶予を相当とすべき事業であるとは考えられず、救護等措置義務違反の罪につき自演軽を施して 法律上禁錮刑の宣告を可能にしたうえ、被告人を禁錮一年の実刑に処した原判決の 量刑が、重きに失して不当であるとは認められない。論旨は、理由がない。

よつて、刑事訴訟法三九六条により本件控訴を棄却することとし、主文のとおり 判決する。

(裁判長裁判官 松井薫 裁判官 村上保之助 裁判官 木谷明)